

# 令和元年度

嘉島町公共下水道事業特別会計補正予算

(第2号)

議案第79号

令和元年度嘉島町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度嘉島町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,933千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ580,102千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年12月6日提出

嘉島町長 荒木泰臣

### 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		130,050	9,000	139,050
	1 国庫補助金	130,050	9,000	139,050
4 繰入金		121,829	4,833	126,662
	1 一般会計繰入金	121,829	4,833	126,662
7 町債		126,500	8,100	134,600
	1 町債	126,500	8,100	134,600
歳入合計		558,169	21,933	580,102

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		369,679	17,853	387,532
	2 施設整備費	290,303	17,853	308,156
2 公債費		185,490	4,080	189,570
	1 公債費	185,490	4,080	189,570
歳出合計		558,169	21,933	580,102

第 2 表 地 方 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道事業	126,500	証書借入	年10%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	40年以内 (うち据置期間5年以内) 半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還等 ただし、町財政の都合により、繰上償還をなし、又は低金利債に借換えをすることができる。	134,600	証書借入	年10%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	40年以内 (うち据置期間5年以内) 半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還等 ただし、町財政の都合により、繰上償還をなし、又は低金利債に借換えをすることができる。

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1. 歳 入

(款) 2 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 下水道費国庫補助金	130,050	9,000	139,050	1 下水道費国庫補助金	9,000	・社会資本整備総合交付金
計	130,050	9,000	139,050			

(款) 4 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	121,829	4,833	126,662	1 一般会計繰入金	4,833	・一般会計繰入金
計	121,829	4,833	126,662			

(款) 7 町債

(項) 1 町債

1 下水道事業債	126,500	8,100	134,600	1 下水道事業債	8,100	・下水道事業債
計	126,500	8,100	134,600			

### 2. 歳 出

(款) 1 事業費

(項) 2 施設整備費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国庫支出金	地方債	その他				
1 下水道建設費	290,303	17,853	308,156	9,000	8,100		753	4 共済費	△180	・共済組合負担金
								15 工事請負費	18,000	・工事請負費
								22 補償、補填及び賠償金	33	・下水道工事に伴う補償費
計	290,303	17,853	308,156	9,000	8,100		753			

(款) 2 公債費

(項) 1 公債費

1 元金	126,974	4,080	131,054				4,080	23 償還金利息及び割引料	4,080	・元金
計	185,490	4,080	189,570				4,080			